

# 日本橋中学校改築及び千代田公園整備工事 設計業務委託

設計業務委託仕様書

中央区都市整備部営繕課

## 1 仕様書の適用

本委託にあたり適用される仕様は、本委託仕様書によるほか、建築物の設計にあつては、東京都財務局「設計業務委託仕様書」、「地盤調査委託仕様書」、「敷地測量委託仕様書」（いずれも最新版とする。）により、公園及び連絡橋の設計にあつては、東京都建設局「設計委託標準仕様書」、「測量委託標準仕様書」（いずれも最新版とする。）による。本委託仕様書と重複する箇所については、本委託仕様書を優先する。

## 2 委託件名 日本橋中学校改築及び千代田公園整備工事設計業務委託

## 3 委託場所 住居表示：中央区東日本橋一丁目10番 地名地番：中央区東日本橋一丁目11、12、301、302、401、402、403番地

## 4 委託期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

## 5 委託内容 本委託は、日本橋中学校校舎の改築工事及び千代田公園の再整備工事を行うにあたり、学校施設、公園施設、公園内公共施設、連絡橋及び付属昇降機設備棟の基本設計（予備設計）、学校施設、公園施設、公園内公共施設の実設計、都市計画変更、敷地等の調査、その他必要となる業務を行うものである。

## 6 計画敷地概要

(1) 敷地面積 5,431.63㎡（現学校敷地面積：3,248.73㎡、現公園面積：2,182.90㎡）

(2) 敷地の地域地区 商業地域・防火地域・指定容積率500%・指定建ぺい率80%  
日本橋問屋街地区地区計画（街並み誘導型地区計画）  
都心部駐車場整備地区、景観計画区域（墨田川景観基本軸）

### (3) 主な既存施設

#### ① 日本橋中学校

- ・ 校舎棟（鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造／地上6階・地下1階・塔屋2階／8,592.84㎡／昭和49年）
- ・ プール棟（鉄筋コンクリート造／地上1階／211.81㎡／昭和58年）
- ・ メモリアル棟（鉄骨造／地上1階／168.20㎡／平成6年）
- ・ 付属倉庫棟（8棟）

#### ② 千代田公園

- ・ 公衆便所（鉄筋コンクリート造／地上1階／10.36㎡／平成22年）
- ・ 横断歩道橋

※詳細は別紙参照

## 7 計画施設の概要

### ① 日本橋中学校（敷地面積 3,248㎡程度）

- ・ 校舎棟 延床面積 18,000㎡程度

### ② 千代田公園（敷地面積 2,183㎡程度）

- ・ 公園内公共施設 延床面積 1,000㎡程度
- ・ 連絡橋／付属昇降機設備棟

※詳細は別紙参照

## 8 業務内容

### (1) 基本設計業務

#### ア 建築物の基本設計

[対象とする施設及び内容]

- ・ 既存学校施設、公衆便所、横断歩道橋の解体基本設計
- ・ 新設学校施設、公園内公共施設、連絡橋に付属する昇降機設備棟の基本設計

建築物の基本設計にかかる業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき①から⑤とする。

項 目		業 務 内 容
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。 特に、中央区立学校施設標準仕様（中央区教育委員会事務局作成）についても設計条件として整理する。
	設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。）を作成する。
基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

#### ① 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- ・ 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- ・ 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- ・ 設備の計画概要及び設計概要
- ・ 仕様概要書及び仕上げ表
- ・ 設計経過
- ・ 工事費概算書
- ・ 学校施設標準整合比較表
- ・ 工程計画の概要（工事予定工程表含む）

#### ② 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- ・ 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

- ・ 諸元表（プロット図）
  - 室ごとに面積、天井高さ、仕上、建具、家具（備品対応となるものを含む）、空調換気設備、給排水衛生設備及び電気設備等の概要と位置を図示
- ③ その他基本設計に必要な業務
  - ・ 環境配慮チェックシートの作成
  - ・ 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
  - ・ リサイクル計画書
  - ・ 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく下記のチェックリストの作成（リサイクル計画書に添付）
    - ・ 環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト
    - ・ 環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト
    - ・ 環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト
  - ・ 景観配慮計画書の作成
  - ・ 土地利用履歴等調査及び土壌汚染対策法、環境確保条例に基づく申請図書の作成及び手続き
  - ・ 公園施設、公園内公共施設及び連絡橋の整備工事との影響について調査し、設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。
- ④ 追加業務
  - ・ 省エネルギー計算書の作成（(モデル建物法 BPI<sub>m</sub>/BEI<sub>m</sub>) 300 m<sup>2</sup>以上の新築）
  - ・ ZEB 実現に向けた仕様の検討及び経済性等の検証
- ⑤ 特別依頼業務
  - ・ 石綿含有分析調査
    - ・ 資料調査
    - ・ 目視調査
    - ・ サンプル採取／分析調査（180検体）
    - ・ 報告書の作成

## イ 公園の基本設計

[対象とする施設及び内容]

- ・ 既存公園施設の解体基本設計
- ・ 新設公園施設（公園内公共施設の屋上及び連絡橋の上部仕上げを含む）の基本設計

公園の基本設計にかかる業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき①から③とする。

項 目		業 務 内 容
設計計画	設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえでこの仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。
	現状把握	計画区域内及びその周辺地域の自然的、社会的、人文的条件について、現地踏査・資料収集などにより状況を把握するものとする。
	敷地分析	現況把握により得られたデータを基に、計画区域の特性をまとめ、問題点等を把握するものとする。
計画内容の検討及び設計	与条件の整理	基本構想の内容、関係法令、上位計画等の計画に関わる与条件について整理するものとする。
	計画方針の設定	現況把握、敷地分析及び与条件整理に基づき、計画策定上留意すべき事項等を基本的方針としてまとめるものとする。
	ゾーニング	計画方針、自然的条件、敷地条件、地域特性、公園利用者、維持管理、環境保全等を考慮して導入すべき機能をゾーンとして配置し、その規模、形状をゾーニング図等にとりまとめ提案するものとする。
	動線計画	ゾーニング等を考慮し、一般利用者及び車いす・高齢者等の利用者

		動線、管理車両動線等の動線計画を策定すること。
	施設等の規模、形状及び配置計画	各ゾーンの機能を満たす施設、植栽等を選定し、施設等の規模及び形態の概略を定め提案するものとする。 施設、植栽等の異なる当該地域の公園としてふさわしい計画数案について、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案3案の選定を行う。
	施設等の検討及び設計	個々の施設、植栽等について位置規模、規格、意匠、維持管理等を検討し、その概略構造等を提案するものとする。
基本設計図の作成		計画区域において設定した機能及び施設、植栽等の配置を、基本設計平面図としてまとめるものとする。 ① 施設、植栽、給排水電気等を別々に図面にまとめるものとする。 ② 主要な施設等の形態を概略平面図にまとめ、概略構造図を作成するものとする。 ③ 地形、立体都市公園の下部空間である建築物等を勘案し断面構造や施設配置を検討し、計画断面図等にまとめるものとする。
概算工事費		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費費内訳明細書、数量調査を除く。以下同じ。）を作成する。
照査		照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。 ① 現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、計画方針の設定内容が適切であるかについて照査を行う。 ② 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ③ 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成		業務の各段階で作成された成果を基に、検討、計算の方法、過程、結論を記した報告書を作成する。
その他	施工計画資料の作成	設計内容及び関係機関との協議等の結果を踏まえ、工事着手年次から工事完了年次まで年次ごとの施工計画を以下の資料を基本に策定し、作成する。 ① 全体工程表の作成 ② 年次ごとの施工ステップ図 ③ 施工期間等の根拠 ④ 完成に向けた課題整理 ⑤ その他、上記方針にそった必要な資料

① 次に掲げる基本設計図の作成

- ・ 基本計画図
- ・ 平面図
- ・ 概略構造図
- ・ 概略断面図
- ・ 上記設計図の縮小版

② 次に掲げるものを内容とする基本設計報告書の作成

- ・ 報告書（設計説明書、整備計画書等）
- ・ 公園の基本計画案（3案）及び比較表
- ・ 数量計算書（概算）
- ・ 概算工事費
- ・ 報告書要約版
- ・ パース及びスケッチ図
- ・ その他参考資料等
- ・ 施工計画資料
- ・ 公園の計画概要及び設計概要

③ その他

- ・ 日本橋中学校の改築、公園内公共施設及び連絡橋の整備工事との影響について調査し、設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。

ウ 連絡橋の予備設計

[対象とする施設及び内容]

- ・ 既存横断歩道橋の解体設計
- ・ 新設連絡橋の予備設計
- ・ 横断歩道橋の解体・連絡橋の新設により影響のある範囲内の舗装、修景、擁壁等の解体及び復旧の基本設計

連絡橋の予備設計にかかる業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき①から③とする。

項	目	業務内容
設計計画	設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえでこの仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。
	設計条件の確認	道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件並びに地質条件を確認し、当該設計用に整理を行う。
	橋梁形式比較案の選定	橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案3案の選定を行う。
	基本事項の検討	設計を実施する橋梁形式比較案に対して、構造特性（安定性、耐震性、走行性）・施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）・経済性・維持管理（耐久性、管理の難易性）・環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）等の事項を標準として技術的検討を行う。
設計計算	設計計算	上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生ずる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行う。下部工及び基礎工については、震度法により、駆体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行う。
設計図	設計図	橋梁形式比較案の各々に対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、道路、河川、港湾との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか、土質柱状図の記入を行う。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長支間長、幅員、桁高、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。また、既設構造物及び計画等との位置関係がわかる寸法を記入する。
概算工事費	概算工事費	橋梁形式比較案の各々に対し、概算数量を算出し、それを基に概算の工事費を算定する。概算工事費は、構造物建築費のほか、土工、仮設工、排水工、街築工、舗装工、雑工、諸経費など工種ごとに仕分けするものとする。
照査	照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。 ① 基本設計の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ② 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

		<p>③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>④ 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>
報告書作成	報告書作成	業務の各段階で作成された成果を基に、検討、計算の方法、過程、結論を記した報告書を作成する。
	橋梁形式比較一覧表の作成	橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表の作成を行う。橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、「基本事項の検討」において実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示する。
その他	地震時保有水平耐力法による体力照査	道路の交差条件等において、橋台、橋脚の位置を決定するに当たり、躯体の寸法、支間割及び支承条件等は建築限界等と密接に関係するため、諸条件のポイントとなる橋台、橋脚について地震時保有水平耐力法による耐力照査を行う。
	関係機関との協議資料作成	関係機関との協議用資料、協議用資料作成を行う。
	現地踏査	架橋地点の現地踏査を行い、本仕様書に基いた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。
	施工計画資料の作成	<p>設計内容及び関係機関との協議等の結果を踏まえ、工事着手年次から工事完了年次まで年次ごとの施工計画を以下の資料を基本に策定し、作成する。</p> <p>⑥ 全体工程表の作成</p> <p>⑦ 年次ごとの施工ステップ図</p> <p>⑧ 施工期間等の根拠</p> <p>⑨ 完成に向けた課題整理</p> <p>⑩ その他、上記方針にそった必要な資料</p>

- ① 次に掲げる設計図の作成
  - ・ 位置図（1/25,000～1/50,000）
  - ・ 一般図（1/50～1/500）
  - ・ 比較表一覧
  - ・ 上記設計図の縮小版
- ② 次に掲げるものを内容とする予備設計報告書の作成
  - ・ 報告書（比較検討書等）
  - ・ 設計計算書（概略応力及び安定計算）
  - ・ 概算工事費
  - ・ 地震時保有水平耐力法による耐力照査結果
  - ・ 施工計画資料
  - ・ その他参考資料等
- ③ その他
  - ・ 本計画地に隣接する隅田川河川区域内において、東京都第一建設事務所によるスロープ設置に伴う工事が計画中である。については、接続部の取り合い等の調整事項や設計上の統一事項等について調整を行う際は、監督員の指示に基づき、必要となる資料を作成し、提出すること。
  - ・ 新設する連絡橋の橋脚基礎等が河川構造物等に影響を与えないように配慮し、必要となる資料を作成し、提出すること。
  - ・ 本計画地の道路について中央区による道路整備が計画中である。設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。
  - ・ 日本橋中学校の改築、千代田公園、公園内公共施設及び付属昇降機設備棟の整備工事と

の影響について調査し、設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。

(2) 実施設計業務

ア 建築物の実実施設計

〔対象とする施設及び内容〕

- ・ 既存学校施設、公衆便所、横断歩道橋の解体実施設計
- ・ 新設学校施設、公園内公共施設の実実施設計

建築物の実実施設計にかかる業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき①から③とする。

項 目		業 務 内 容
要求等の確認	監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
実施設計方針の策定	総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的かつ詳細に表現する。
	建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
実施設計内容の監督員への説明等		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

① 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- ・ 設計図の原図 (A1...電子データ)
  - ・ 建築意匠設計図
  - ・ 建築構造設計図



- ・仮設計画図
- ・工事工程表
- ・電気設備設計図
- ・機械設備設計図
- ・昇降機設備設計図
- ・建築物等の解体設計図
- ・ A1をA3に縮小した原図（電子データを出力したもの1部）
- ・ 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備設計計算書
- ・ 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成
- ・ 委託業務に関する協議書の作成
- ② その他実施設計に必要な業務
  - ・ 建物保全データの作成
  - ・ 環境配慮チェックシートの作成
  - ・ 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
  - ・ リサイクル計画書の作成
  - ・ 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
  - ・ 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
  - ・ 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく下記のチェックリストの作成（リサイクル計画書に添付）
    - ・ 環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト
    - ・ 環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト
    - ・ 環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト
  - ・ 成果品の電子データを収めたCD-Rの作成
- ③ 追加業務
  - ・ 工事費内訳書の作成
    - ・ 数量積算書
    - ・ 工種別積算チェックリスト
    - ・ 見積比較表
    - ・ 見積書
    - ・ 単価適用根拠（物価本等写）
  - ・ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務
  - ・ 許認可申請図書の作成及び申請業務
  - ・ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL\* / BEI）300 m<sup>2</sup>以上の新築）
  - ・ 景観法に基づく必要な図書の作成及び申請業務
  - ・ 建築物環境計画書の作成及び申請業務（延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の新築）
  - ・ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務
  - ・ 国庫補助申請に係る関係資料の作成
    - ・ 既存学校建築物の面積（壁芯）図及び面積表の作成
    - ・ 新設学校建築物の補助金区分色分平面図、面積（壁芯）図及び面積表の作成
  - ・ ZEB 化検討に必要な業務
  - ・ ZEB 認証に必要な図書の作成及び申請業務
  - ・ 中央区まちづくり基本条例に基づく必要な図書の作成及び関係各所との協議
  - ・ 公園施設、公園内公共施設及び連絡橋の整備工事との影響について調査し、設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。

## イ 公園の実施設計

[対象とする施設及び内容]

- ・ 既存公園施設の解体設計
- ・ 新設公園施設（公園内公共施設の屋上及び連絡橋の上部仕上げを含む）の実施設計

公園の実施設計にかかる業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき①から③とする。

項 目		業 務 内 容
設計計画	設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえでこの仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。
	与条件の確認及び調査	基本設計の与条件、条件整理の考え方、整備方針等について、十分把握するものとする。 実施設計対象の施設、植栽等について現地踏査及び資料の収集を行い、位置、関連施設との取り合わせ、基本設計等に示された与条件と照合し、過不足がないか確認するものとする。
設計	設計	設計対象物の施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法、施工時期等について、与条件、機能性、安全性、意匠材料の市場性、経済性、施工性、維持管理等を勘案、検討し設計するものとする。
	製品の安全性	製品等の採用にあたっては、利用状況等を勘案し、構造及び細部仕上げにおける安全性について検討するものとする。
実施設計図の作成		工事に必要な図面及び特記仕様書を実施設計図としてまとめるものとする。
工事仕様書の作成		工事を実施するにあたり、図面を補完するため必要な事項を工事仕様書としてまとめるものとする。 特記事項として以下の内容についてまとめるものとする。 ① 施工計画、方法、その他技術的な問題点などの概略説明 ② 徳様な構造あるいは特殊な工法を採用した際の注意事項 ③ 施工時に留意すべき事項
積算	数量計算	数量計算を実施し、数量計算書を作成する。
	工事費算出	実施設計図を基に工種別内訳書を作成する。また、積算の明細根拠を明らかにするものとする。
	比較表の作成	見積により単価を採用する場合は、3社以上の見積りを徴収し、比較表を作成するものとする。 刊行物により単価を採用する場合は、複数の刊行物を参考とし、比較表を作成するものとする。
照査		照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。 ① 設計に際し、現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 ② 設計方針及び設計商法が適切であるかの照査を行う。 ③ 施設、植栽、埋設物の位置、規模、規格の整合性に着目して照査を行う。 ④ 設計内容と関連工事事業者・周辺住民との協議調整事項と整合性に着目して照査を行う。 ⑤ 設計計算、設計図、工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成	報告書作成	業務の各段階で作成された成果を基に、検討、計算の方法、過程、結論を記した報告書を作成する。

### ① 次に掲げる実施設計図の作成

- ・ 完成図
- ・ 割付平面図、造成平面図、施設平面図

- ・ 施設詳細・構造図
  - ・ 植栽平面図
  - ・ 排水平面図、給水平面図、電気平面図
  - ・ 主要詳細平面図
  - ・ 設備詳細図
  - ・ 縦横断面図
  - ・ 特記仕様書
  - ・ 公園施設の解体設計図
- ② 次に掲げるものを内容とする実施設計報告書の作成
- ・ 報告書
  - ・ 設計計算書
  - ・ 数量計算書
  - ・ 工事費算出書（積算根拠・見積比較表を含む）
  - ・ その他参考資料等
- ③ その他
- ・ 日本橋中学校の改築、公園内公共施設及び連絡橋の整備工事との影響について調査し、設置位置関係等について調整を行い、必要となる資料を作成し、提出すること。

- (3) 都市計画変更業務  
〔都市計画変更の内容〕
- ・ 公園の区域の変更
  - ・ 立体的な範囲の設定

ア 検討報告書の作成

以下に掲げる業務内容に基づき検討報告書を作成する。

- ① 都市公園の位置付けに関する業務  
公園の位置・規模及び現況（計画地及び隣接地の利用状況、開発の経緯を含む）や都市計画上の位置付け（都市計画の内容や国、東京都及び区の上位計画における位置付け）、計画地の立地特性（交通、都市構造、周辺開発の動向）などの調査・検討を行う。
- ② 整備の目標に関する業務  
整備の目標と基本方針や上位計画との整合性、導入機能の方針などの検討を行う。
- ③ 都市計画変更に関する業務  
都市計画公園の区域の変更及び立体的な範囲の設定について、都市計画法、都市公園法並びに関係法令、基準、規則などに基づき、必要な検討を行う。  
都市計画変更に伴う公園機能の変化について、都市計画公園緑地の整備方針に記載の「区域の重要性に関する評価項目」を参考に整理を行う。
- ④ 公園の整備方針に関する業務  
公園の概要や建築物等の整備方針（配置・動線計画、諸施設の形状・基盤施設・植栽計画、街並み景観デザイン、福祉のまちづくり、防災計画）について検討を行う。
- ⑤ 公園内公共施設の整備方針に関する業務  
建築物の概要や建築物等の整備方針（配置・動線計画、街並み景観デザイン、福祉のまちづくり、防災計画）、建物高さ及び壁面の位置の制限の考え方（建築基準法による制限、都市公園法の制限など）について検討を行う。
- ⑥ 都市計画図書（素案）に関する業務  
都市計画図書等、都市計画変更手続に必要な資料の作成を行う。

イ 関係機関（東京都等）との協議並びに協議に係る調査及び資料作成

整備計画書の作成にあたって、必要に応じて関係機関との協議を行う。また、監督員が関係機関との協議を行う際に必要となる資料の作成を行う。

ウ 説明会等の資料の作成

都市計画手続等に伴う住民説明会及び都市計画審議会等の配布資料及び説明資料(パワーポイント)の作成を行う。

エ 業務内容の監督員への説明等

都市計画変更業務を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、整備計画書の作成が完了した時点において、整備計画書を監督員に提出し、監督員に対して、計画内容の総合的な説明を行う。

(4) 敷地等調査業務

ア 測量調査

測量範囲は、計画敷地及び敷地周辺道路と隅田川河川区域の一部とし、区から貸与する既往の測量成果に含まれるもの(浜町河岸通り(東日本橋二丁目25番先～日本橋浜町一丁目12番先)及び隅田川テラスの一部(東日本橋二丁目地内～日本橋浜町二丁目地内))を除く。

- |  |          |
|--|----------|
| ① 基準点測量(4級)/多角測量<br>(真北測定、計画敷地の面積計算含む) | 縮尺1/1000 |
| ② 水準測量(4級)                             | 縮尺1/1000 |
| ③ 現況測量                                 | 縮尺1/250  |
| ④ 高低測量                                 | 縮尺1/250  |
| ⑤ 路線測量                                 | 縮尺1/250  |

イ 地盤・地質調査

- ① ボーリング(計7か所)  
(計画敷地内6か所、特別区道中日第6号線(東側歩道)区域内1か所)
  - ・ φ66mm(40m程度) 4か所
  - ・ φ86mm(40m程度) 1か所
  - ・ φ116mm(30m程度)+φ66mm(10m程度) 2か所
- ② サウンディング(標準貫入試験)(計7か所)  
試験方法: JIS A 1219によるものとする。  
回数 : 1m毎/各孔  
支持層確認: N値50以上の層5m確認(N値50を6回確認)を標準とする。
- ③ 孔内水平載荷試験(計6か所)
- ④ 現場透水試験(計2か所)
- ⑤ サンプリング  
(固定ピストン式シンウォールサンプリング・ロータリー式三重管サンプラー)
- ⑥ 室内土質試験一式  
(土粒子密度試験、含水比試験、粒度試験(ふるい・沈降)、液性塑性限界、塑性限界試験、湿潤密度、一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、圧密試験)
- ⑦ PS検層(計1か所)  
試験方法: ダウンホール方式又はサスペンション方式  
測定方法: 1m毎、GL-40m程度までとする。
- ⑧ 建設発生土の事前調査  
計画敷地内4か所(各孔深さごとに6検体採取)計24検体  
調査基準: UCR受入れ基準  
試験項目:
  - (1) 地質分析(土壌分析)試験  
溶出試験28項目、含有量試験11項目、その他試験(水素イオン、油分)
  - (2) ダイオキシン類の含有濃度試験

(3) 土質試験

密度試験、含水比試験、粒度試験、突き固めによる締固め試験、  
締め固めた土のコーン指数試験、ph試験、工学的分類法、  
液性限界・塑性限界試験、湿潤密度試験、透水試験

※ 調査位置については監督員と協議のうえ、決定する。

ウ デジタルテレビ放送受信障害予測調査

対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。

現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

(1) 机上検討

- ① 地デジ電波の受信状況想定
- ② 地デジ電波の送信状況
- ③ 高層建物及び住宅等の分布状況
- ④ 地形の状況

(2) 現地調査（調査地点数10点）

- ① 地デジ電波の受信状況調査  
対象地域で受信可能なすべての地上デジタルチャンネル  
・受信画像評価（ブロックノイズや画面フリーズ等の有無による評価）  
・受信レベル（dB $\mu$ V）  
・ビット誤り率（BER）  
・既設受信形態調査  
・CATV幹線の敷設状況調査
- ② 建物の現況及び今後の見込み
- ③ 地形の状況変化

(3) 報告書類

- ① 報告書
- ② 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表）
- ③ 各調査地点における画像写真
- ④ 影響範囲の予測地域図
- ⑤ 提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書）

(4) 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、CATV技術者資格制度における「CATVエキスパート（受信調査）」又は相当の受信障害に関する専門知識及び技術を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

エ その他調査（測量範囲は、計画敷地及び敷地周辺）

- ① 樹木調査  
※樹種、樹高、幹回り、配置のほか、育成状況及び記念樹の該当の有無を調査すること。
- ② 建築物調査
- ③ 排水調査
- ④ 工作物調査
- ⑤ 電気設備調査
- ⑥ 機械設備調査

(5) その他業務

ア 模型の作成

学校施設、公園施設及び連絡橋を含めた模型を作成する。

- ・ 全体複合模型 1個
- ・ 製作範囲は、計画敷地周囲の道路、接道している建物（ボリューム表現のみ）及び隅田川（隅田川テラスを含む）までとする。
- ・ 建物、植栽、地盤を含み、アクリルケース入りとする。
- ・ 縮尺は1/200程度とする。
- ・ 外観のみの作成とし、プレゼン用とする。
- ・ スチレンボードは、色紙・デザイン紙貼りとする。

イ 透視図（パース）の作成

建物、公園、連絡橋の透視図を作成する。

- ・ アイレベル 14カット／建物内観 12カット／複合鳥瞰 4カット
- ・ 人物、植栽等の修景入りとする。
- ・ アルミ製の額入りとする。
- ・ CG作成とする。
- ・ 電子媒体での提出を考慮し、作成する。

ウ 議会等の資料等の作成

中央区議会及び庁内各種委員会等に説明を行う際に必要となる資料の作成を行う。

エ 地域住民等（協議会及び地元町会）との協議等

本業務を行うにあたって、地域住民等との協議に参加し、必要となる配布資料及び説明資料（パワーポイント）の作成を行う。

オ 本業務に関するその他資料の作成

必要に応じて監督員の指示により資料を作成すること。

カ 打合せ記録簿の作成

監督員、関係機関、各種インフラ機関、手続きや申請先機関等と打合せを行った際は、当該内容を記録し、都度、監督員に書面にて提出したうえ、確認を得ること。

オ 施行計画書の作成

本計画にかかる全体事業スケジュールを遵守するために、学校施設（校舎のほか外構を含む。）、公園施設、公園内公共施設及び連絡橋の整備にかかる各々の工事工程、各工程の仮設計画及び施工計画について念密な検討を行い、全体工事施行計画書を作成すること。特に以下の項目について、着目して、課題の整理と計画の策定を行うこと。

- ・ 既存施設の解体及び外壁等のアスベスト除去工事の施工方法及び施工時期
- ・ 既存学校校舎地下1階が存在するエリアを除き、新設建築物の位置は埋蔵文化財の調査が求められることからの埋蔵文化財の調査期間の確保
- ・ 地中障害に対する対応
- ・ 各工事の施工ヤードの確保

※全ての既存施設の解体、学校施設、公園施設、公園内公共施設の施行は同一工事受注者（建築、機械設備、電気設備の区分は分離発注）とする予定です。

## 9 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。なお、次に示す基準等は監督員に貸与を受けること。

- (1) 建築物の設計
  - ・ 東京都建築工事標準仕様書
  - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書
  - ・ 東京都機械設備工事標準仕様書
  - ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（東京都財務局）
  - ・ 構造設計指針・同解説（東京都財務局）
  - ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- (2) 公園及び連絡橋の設計
  - ・ 東京都土木工事標準仕様書
  - ・ 土木構造物設計マニュアル（案）・橋梁編（国土交通省（建設省））
  - ・ 土木工事数量積算算出要領（案）（国土交通省）
  - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
  - ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
  - ・ 鋼道路橋設計便覧（日本道協会）
  - ・ コンクリート道路橋設計便覧（日本道路協会）
  - ・ 鋼道路橋塗装・防食便覧（日本道路協会）
  - ・ 道路橋支承便覧（日本道路協会）
  - ・ 道路橋床版防水便覧（日本道路協会）
  - ・ 杭基礎設計便覧（日本道路協会）
  - ・ 鋼管矢板基礎設計施工便覧（日本道路協会）
  - ・ 道路橋の耐震設計に関する資料（日本道路協会）
  - ・ 道路土工一仮設構造物工指針（日本道路協会）
  - ・ 土木工事積算基準マニュアル（建設物価調査会）
  - ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
  - ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）

### 1.0 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、本設計業務委託をプロポーザル方式の技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。

### 1.1 成果物及び提出部数等

区分	業務内容	成果品	サイズ/部数
建築物	基本設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画説明書</li> <li>・ 設計概要書</li> <li>・ 基本設計図</li> <li>・ 景観配慮計画書</li> <li>・ ZEBに関する検討資料</li> </ul>	A4版 / 3部 A4版 / 3部 A3版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部
	実施設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施設計図</li> <li>・ 特記仕様書</li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 設備設計計算書</li> <li>・ 工事費内訳書</li> <li>・ 数量積算書</li> <li>・ 工種別積算チェックリスト</li> <li>・ 見積比較表</li> <li>・ 見積書</li> <li>・ 単価適用根拠</li> </ul>	A3版 / 1部 A3版 / 1部 A4版 / 3部 A4版 / 3部 A4版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部 A4版 / 1部

	行政届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法等関係法令に基づく図書</li> <li>・許認可申請図書</li> <li>・省エネルギー計画書</li> <li>・建築物環境計画書</li> <li>・緑化計画書</li> <li>・景観法に基づく図書</li> <li>・ZEB認証に関する図書</li> <li>・まちづくり基本条例に関する図書</li> <li>・土壌汚染対策法、環境確保条例に基づく申請図書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>/ 1部</li> <li>/ 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物保全データ</li> <li>・環境配慮チェックシート</li> <li>・省エネ・再エネ東京仕様導入表</li> <li>・リサイクル計画書</li> <li>・再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用</li> <li>・再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用</li> <li>・環境物品等チェックリスト</li> <li>・省エネ計算書</li> <li>・国庫補助申請に関する図書</li> <li>・土地利用履歴等調査報告書</li> <li>・石綿含有分析調査結果報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> </ul>
公園	基本設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計報告書</li> <li>・基本設計報告書概要版</li> <li>・基本設計案（3案以上）</li> <li>・基本設計図</li> <li>・照査報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A3版 / 2部</li> <li>A3版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> </ul>
	実施設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計報告書</li> <li>・実施設計報告書概要版</li> <li>・実施設計図</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・構造計算書</li> <li>・設備設計計算書</li> <li>・工事費内訳書</li> <li>・数量積算書</li> <li>・見積比較表</li> <li>・見積書</li> <li>・単価適用根拠</li> <li>・照査報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A3版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> <li>A4版 / 1部</li> </ul>
連絡橋	予備設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備設計報告書</li> <li>・予備設計報告書概要版</li> <li>・設計図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A3版 / 2部</li> </ul>
都市計画変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討報告書</li> <li>・検討報告書（概要版）</li> <li>・都市計画図書</li> <li>・都市計画手続きに関する図書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> <li>A4版 / 2部</li> </ul>
敷地等調査	測量調査	・測量委託標準仕様書（東京都建設局）による成果品一式	A4版 / 3部
	地盤・地質調査	・報告書類一式	A4版 / 3部
	電波障害調査	・報告書類一式	A4版 / 1部
	その他調査	・敷地測量委託仕様書（東京都財務局）による成果品一式	A4版 / 3部
その他関連業務	模型作成	・模型	/ 1個
	透視図作成	・透視図一式	A3版 / 1部
	工事施行計画	・全体施工計画書	A4版 / 1部
共通		・打合せ記録簿	A4版 / 1部
電子データ		・全ての成果品の電子データ	CD-R等/ 5枚



#### 特記事項

##### 〔図面関係〕

- ・ 図面データサイズ、縮尺、タイトルは監督員の指示による。
- ・ 成果品提出の際の紙媒体はA3版の縮小印刷とする。
- ・ 図面の電子データは、JWW、DXF、PDF及び使用CADのオリジナルデータを提出すること。  
また、データ変換を考慮し、個別のCADに依存する特殊なデータとしないこと。

##### 〔積算関係〕

- ・ 建築物に関する工事費内訳書は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人 建築コスト管理システム研究所)にて作成し、電子データは、RIBCファイルとExcel形式ファイルとする。
- ・ 数量積算書の電子データは、Excel形式ファイルとする。

##### 〔その他〕

- ・ 受託者から提出された資料及びデジタル資料は、当該設計による事業（工事受注者に施工図及び竣工図等の作成用として貸与する事を含む）及び保全・改修等のため、区は使用出来るものとする。

## 1.2 申請手数料等

以下に掲げる申請等にかかる手数料は受託者が負担する。

- ① 建築基準法第18条に基づく計画通知
- ② 建築基準法第68条の5の5第2項に基づく認定申請
- ③ 構造計算適合性判定
- ④ 省エネ適合性判定
- ⑤ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）認証取得

## 1.3 事業スケジュール（予定）

### （1）全体スケジュール

- ・ 令和5年5月～ 設計着手
- ・ 令和7年3月初 工事起工（発注手続き開始）
- ・ 令和7年3月末 設計完了
- ・ 令和7年6月～ 工事契約
- ・ 令和7年9月～ 工事着手
- ・ 令和11年1月末 学校施設部分 竣工引渡し
- ・ 令和11年4月 学校新校舎開設
- ・ 令和11年夏頃 公園、公園内公共施設、連絡橋 竣工引渡し

### （2）都市計画変更のスケジュール

- ・ 令和5年10月末 都市計画変更図書の提出
- ・ 令和5年11月 都市計画法第16条に基づく説明会
- ・ 令和6年5月 都市計画法第17条に基づく公告・縦覧
- ・ 令和6年7月 中央区都市計画審議会

### （3）資料提出、手続き等の期限

- ・ 基本設計は、概ね令和5年10月末までに取りまとめ、関連資料を提出すること。
- ・ 都市計画変更に関わる図書は、令和5年10月末までに取りまとめ、資料を提出すること。
- ・ 精概算工事費を、令和6年9月末までに取りまとめ、関係資料を提出すること。
- ・ 建築物にかかる計画通知の確認済証は、令和7年2月末までに取得すること。

## 1.4 設計一般

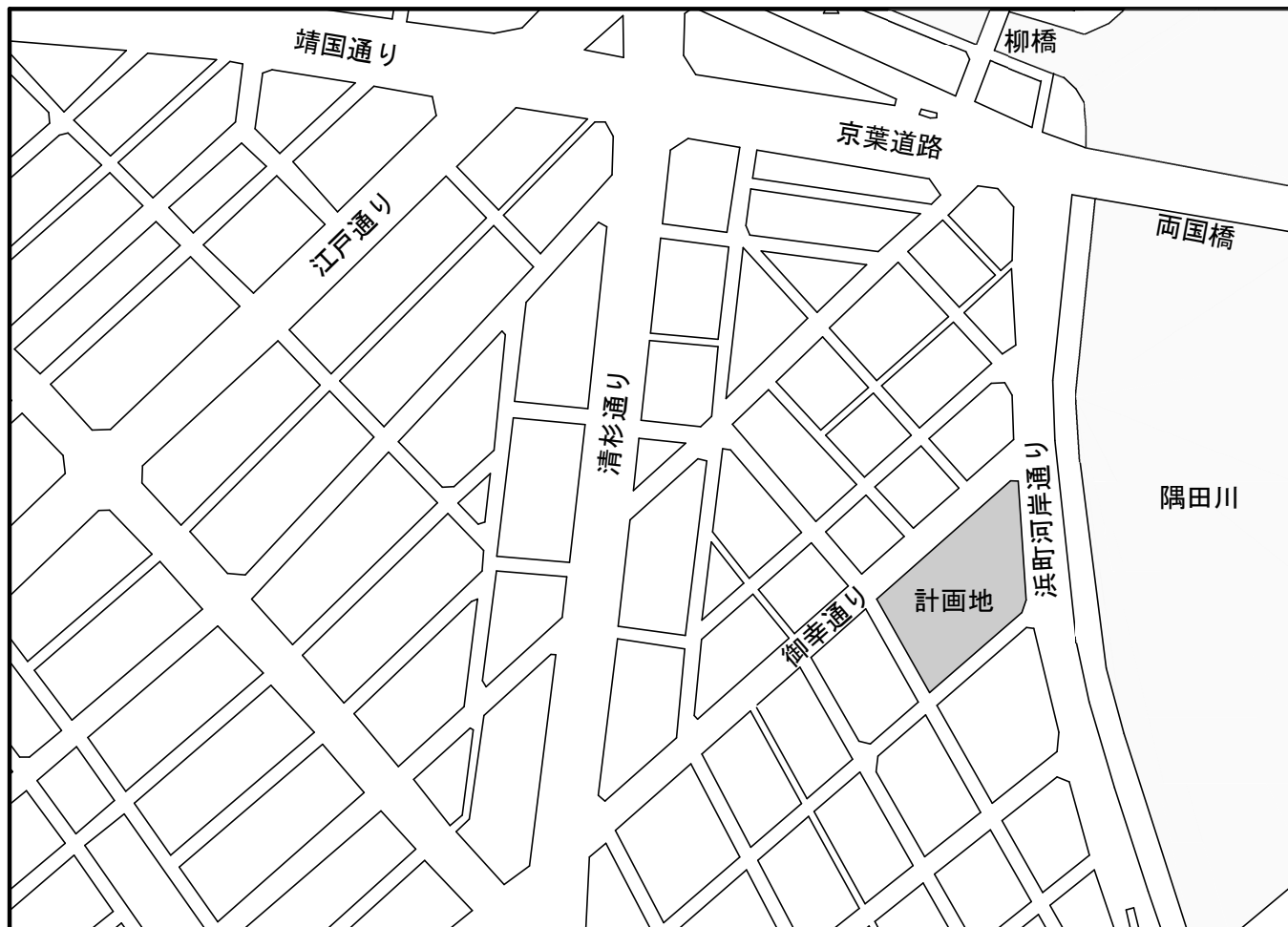
- （1）業務実施に先立ち業務計画書及び設計工程表を提出し、その内容について監督員の了解を得ること。
- （2）業務計画書には本業務の代理人、主任技術者及び照査技術者以外の本業務に係る技術者を設計内容ごとに明確にして報告すること。

- (3) 受託者は、監督員や関係機関との打合せに際して議事録を作成し、その都度監督員に提出すること。
- (4) 設計は、建築その他関係法令に基づいて行う。また、必要な関係官公署への手続き・届出・その他必要な申請事項は受託者が行い、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 設計業務詳細については区監督員と適宜打ち合せを行い、設計意図に添うようにする。受託者は、区監督員等との打ち合わせ内容は書面（打合せ記録簿）に記録し、区監督員の確認を得る。
- (6) 中央区では、環境マネジメントシステムを運営し、中央区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。本取組には、受託者の協力が不可欠であることから、設計業務の実施に当たっては、本制度の主旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。
- (7) 中央区が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て中央区の個人情報であり、中央区の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、中央区より貸与された資料を返還するものとし、また、その他中央区保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を中央区に提出するものとする。
- (8) 電子情報の取扱に関して、受託者は、東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成19年9月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより中央区が被害を被った場合には、中央区は受託者に損害賠償を請求することができる。中央区が請求する損害賠償額は、中央区が実際に被った損害額とする。
- (9) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ・ ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ・ 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - ・ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (10) 提出する書類については、中央区グリーン購入ガイドラインに基づき下記の事項に留意して印刷すること。
  - ・ 使用するインキについては、植物由来の油を含有したインキであって、芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキが使用されていること。
  - ・ 総合評価値80点以上の紙を使用すること。（冊子形状のものについては表紙を除く。）
  - ・ バージンパルプを使用する場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること（証明方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること）。ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
  - ・ 「古紙リサイクル適正ランク」でAランクの材料を使用すること。ただし、印刷物の目的からやむを得ずAランク以外の材料を使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。
  - ・ 印刷物に使用する資材のランク（印刷物のリサイクル適正）に応じて、文言・記号及びその組み合わせによる識別表示を行うこと。
  - ・ 「資材確認票」の提出依頼があった場合は、速やかに提出すること。
  - ・ 印刷を行う際は、用紙の両面使用に努めること。
- (11) 受託者は、設計書、図面、仕様書に明示されていないものでも作業の性質上、当然必要な事項及び法令又は慣習により履行しなければならない事項は、監督員の指示により受

託者の負担で措置しなければならない。

- (1 2) 成果品の引渡し後、内容に関し不備、遺漏等が認められた場合は、本業務終了後であっても受託者の責任と負担において速やかに補正すること。
- (1 3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

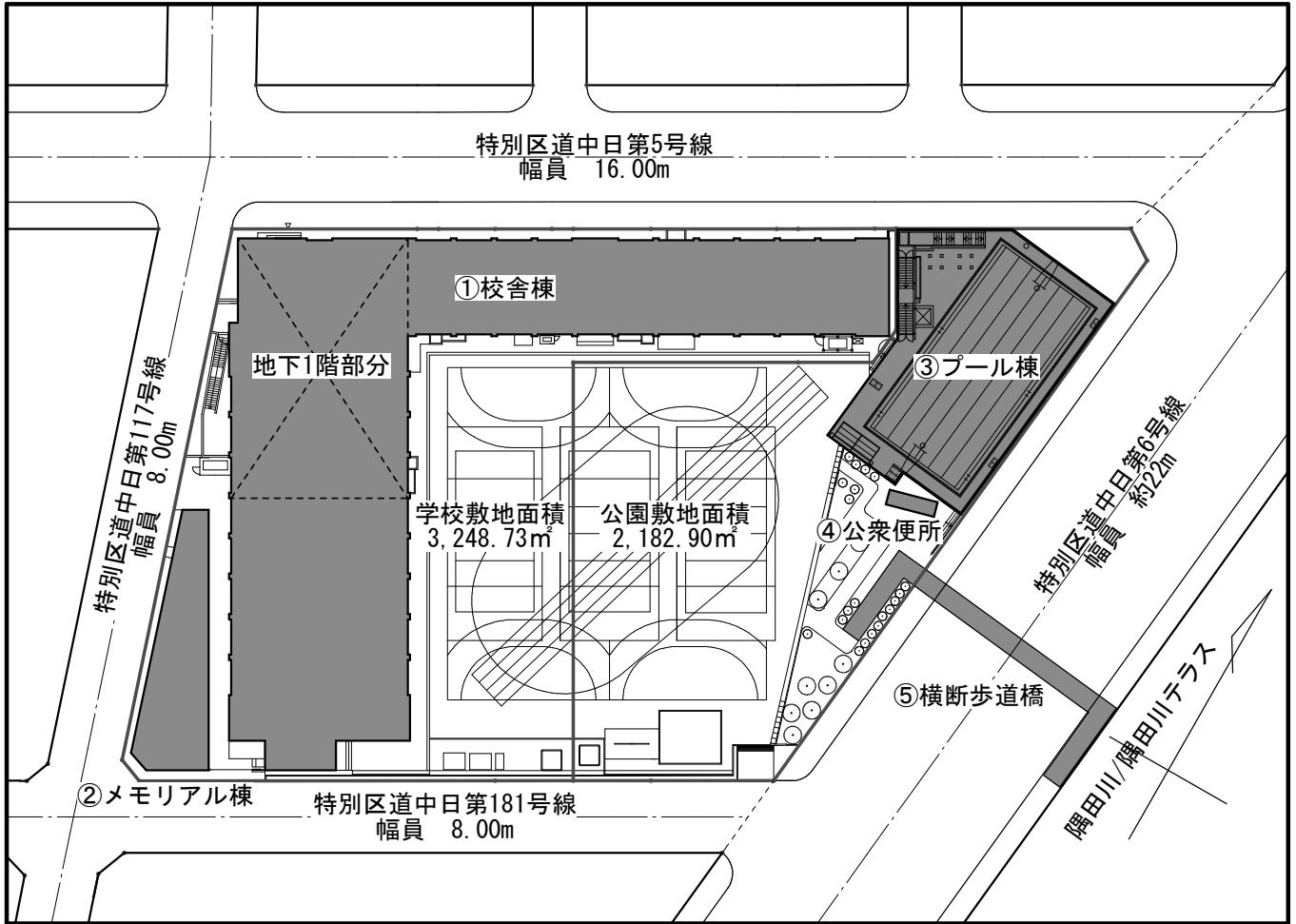
## 1 案内図



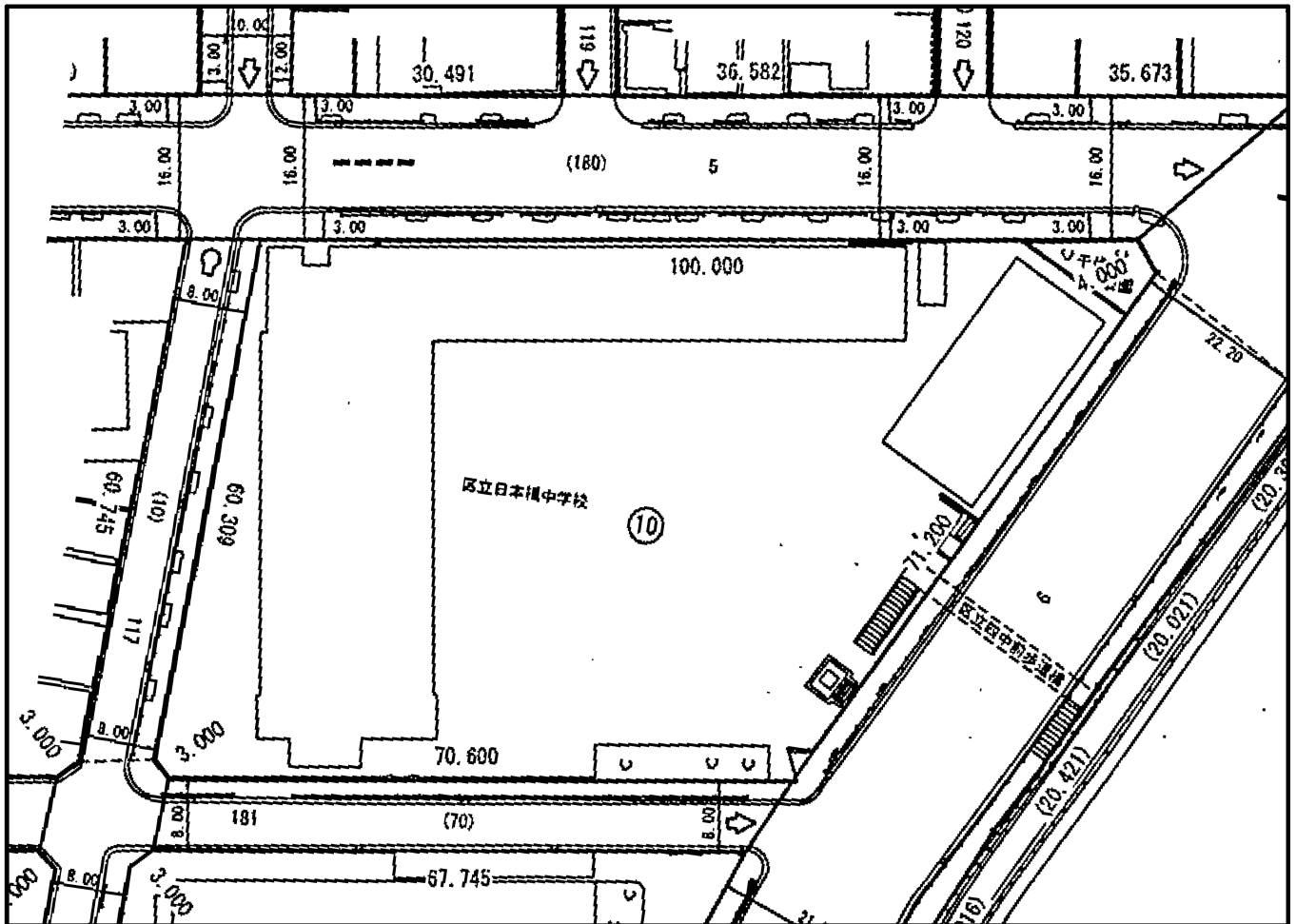
## 2 計画地の概要

- ・住居表示： 中央区東日本橋一丁目10番
- ・地名地番： (公園部分) 中央区東日本橋一丁目12、401番地  
(学校部分) 中央区東日本橋一丁目11、301、302、402、403番地
- ・公園： 東京都市計画公園 中央第2・2・14号 千代田公園  
面積 約 0.22 ha・共用面積 2,182.90㎡ (地籍面積 2,182.99㎡)
- ・学校： 商業地域 防火地域 街並み誘導型地区計画 (日本橋問屋街地区)  
都心部駐車場整備地区 容積率 500% 建蔽率 80%  
面積 3,248.73㎡
- ・その他： 景観計画区域 (隅田川景観基本軸) ※街区の東側の一部
- ・既存建築物等：
  - ①校舎棟 鉄筋コンクリート造/地上6階・地下1階・塔屋1階/延床面積 8,592.84㎡/昭和49年築
  - ②メモリアル棟 鉄骨造/地上1階/延床面積 168.20㎡/平成6年築
  - ③プール棟 鉄筋コンクリート造/地上1階/延床面積 211.81㎡/昭和58年築
  - ④公衆便所 鉄筋コンクリート造/地上1階/延床面積 10.36㎡/平成22年築
  - ⑤横断歩道橋

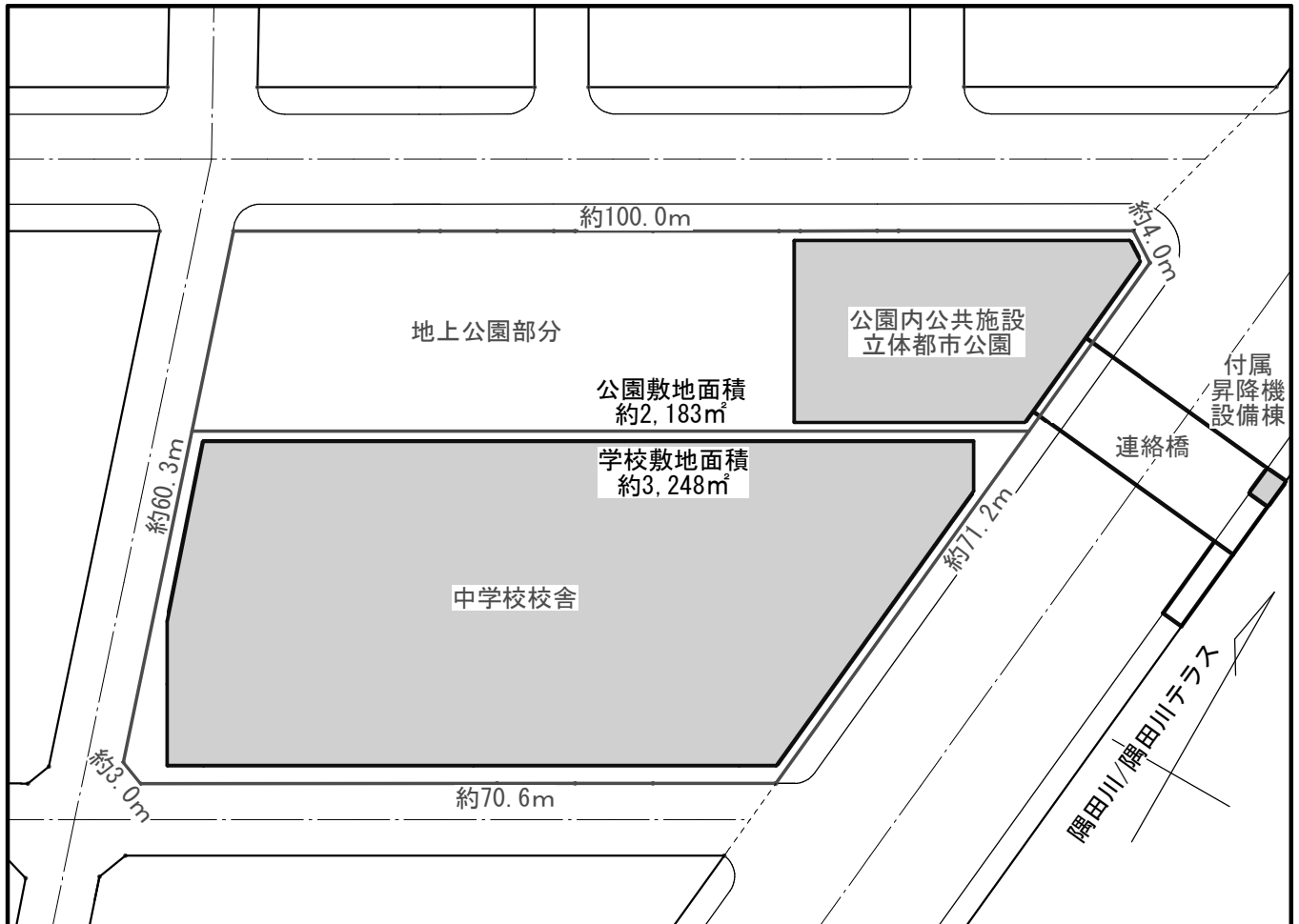
3 現況図 縮尺1/800 (A4)



4 道路幅員図 縮尺1/800 (A4)



## 5 計画イメージ 縮尺1/800 (A4)



## ※計画イメージについて

- ・本図は、区が検討段階において想定したものであり、全て決定したものではありません。
- ・都市計画公園の区域の変更位置及び立体的都市公園の範囲は本設計業務委託において詳細に検討したうえ、都市計画変更(案)とします。
- ・学校敷地の位置、校舎、連絡橋、附属昇降機設備棟の位置や大きさは本設計業務委託において詳細に検討したうえ、決定いたします。

## 6 所要室一覧

別紙 (4/4)

日本橋中学校

区分	No.	室名	室数	面積[m <sup>2</sup> ]/室	備考
生徒学習	1	普通教室	21	80	40人学級
	2	少人数教室	7	80・40	80m <sup>2</sup> x2室/40m <sup>2</sup> x5室
	3	少人数準備室	4	20	国語、数学、社会、英語/各1室
	4	理科室	2	120	
	5	理科準備室	1	40	理科室2室兼用の準備室
	6	音楽室	2	120	
	7	音楽準備室	1	25	音楽室2室兼用の準備室
	8	楽器庫	1	60	
	9	美術室（絵画・工芸）	1	120	
	10	美術準備室（絵画・工芸）	1	40	
	11	技術室（木工・金工）	1	120	
	12	技術準備室（木工・金工）	1	40	
	13	家庭科室（調理・被服）	1	120	
	14	家庭科準備室（調理・被服）	1	40	
	15	作品保管庫	1	40	
	16	多目的室（水廻り学習等）	1	120	集会、会議室、技能科目の授業などに利用
	17	特別支援教室	1	120	
	18	特別支援教室準備室	1	40	
	19	図書室	1	適宜	40人閲覧スペース、開架14,560冊スペース、準備室を含む
生徒生活	★20	展示コーナー	1	適宜	昇降口、廊下等の一部に設置
	21	生徒会室	1	25	10人程度
	★22	昇降口・来客用玄関	-	適宜	一足制採用
	23	生徒用便所（男女）	-	適宜	
	24	水飲み場	-	適宜	
25	廊下・階段	-	適宜		
職員管理	26	職員室	1	310	80人の執務スペース、打合せスペースを含む
	27	給湯室	1	適宜	
	28	校長室	1	45	応接スペースを含む
	29	事務室	1	45	
	30	主事室	1	40	主事倉庫、休憩室を含む
	31	小会議室	1	25	15人程度
	32	印刷室	1	35	
	33	放送室	1	30	
	★34	PTA室	1	25	
	35	教材庫	3	適宜	
	36	倉庫	1	40	行事用
	-		適宜	清掃用 各階1か所	
	37	保健室	1	80	
	38	教育相談室	1	25	
	39	進路指導室	1	適宜	
	40	職員用便所（男女）	1	適宜	
	★41	来客用便所（男女）	1	適宜	
	★42	高齢者障害者等用便所（バリアフリートイレ）	2	適宜	
	43	職員用更衣室（男女）	2	35	
	44	昇降機	1	適宜	
	45	給食室	1	適宜	食数1000/検収室・下処理室・調理室・洗浄室・食品庫・給食室内配膳室を含む
	46	給食専用昇降機	1	適宜	
	47	配膳室	各階	適宜	
	48	調理員休憩室	1	適宜	
49	ゴミ置き場	1	適宜		
50	防災備蓄倉庫（学校用防災倉庫）	1	適宜	生徒・職員用	
51	駐車場	1	適宜		
52	自転車駐車場	1	適宜		
運動	★53	屋上運動場	1	※	※計画において最大面積を確保/可動屋根付き
	54	運動場用放送室兼管理室	1	適宜	保健室機能を含む
	★55	運動場用便所	1	適宜	
	★56	運動場用倉庫	1	適宜	
	★57	体育館	1	900	ステージ、体育器具庫、放送室等を含む

区分	No.	室名	室数	面積[m <sup>2</sup> ]/室	備考
運動	★58	アリーナ（武道場兼用）	1	700	体育器具庫
	★59	更衣室（生徒・地域開放兼用）	3	適宜	
	60	屋内プール	1	適宜	25m x 6レーン程度、管理室、プール倉庫等含む
	61	プール用便所（男女）	1	適宜	
	62	プール用更衣室（男女）	1	適宜	男女各50人更衣
	63	プール用倉庫	1	適宜	
地域	★64	大会議室	1	100	
	★65	防災拠点倉庫（地域用防災倉庫）	1	80	
共用	-	電気室・機械室等	-	適宜	

★地域開放予定

公園内公共施設

区分	No.	室名	室数	面積[m <sup>2</sup> ]/室	備考
	1	多目的スペース	1	350	多目的スペース用倉庫含む
	2	調理室	1	適宜	一般家庭用程度
	3	管理室	1	適宜	
	4	便所（男子、女子、高齢者障害者等用便房）	-	適宜	
	5	公衆便所（男子、女子、高齢者障害者等用便房）	1	60	男子、女子、高齢者障害者等用便房、清掃用器具庫を含む
	6	昇降機設備室	1	適宜	バリアフリー対応/上部公園アクセス用
	7	階段	1	適宜	上部公園アクセス用
	8	倉庫	3	20	
	9	防災備蓄倉庫	1	50	公園における防災活動用
	10	地域消防活動倉庫	1	60	待機室21m <sup>2</sup> 、資機材倉庫18m <sup>2</sup> 、ポンプ車用車庫20m <sup>2</sup>
共用	11	玄関ポーチ・廊下・電気室・機械室等	-	適宜	

付属昇降機設備棟

区分	No.	室名	室数	面積[m <sup>2</sup> ]/室	備考
	1	昇降機設備室	1	適宜	バリアフリー対応